

第 10 回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和 8 年 3 月 25 日（水）

開催場所 菖蒲行政センター 4 階第一集会室

開会時刻 午後 2 時 00 分

閉会時刻 午後 4 時 17 分

第 10 回 久喜市農業委員会総会議事日程

第 1 開 会

第 2 挨 拶

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 会長提出議案上程

議案第 34 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 35 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 36 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 37 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更について

議案第 38 号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について

議案第 39 号 令和 8 年度最適化活動の目標の設定等の決定について

議案第 29 号 農地法第 18 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 40 号 職員の解任について

議案第 41 号 職員の任命について

第 5 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第 6 報告第 38 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について

報告第 39 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について

報告第 40 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の取下願について

報告第 41 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 42 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

第 7 協議事項

第 8 農政問題に対する質疑・応答

第 9 閉 会

農業委員

出席委員 18名

会 長	杉 田 孝 行 君	会長代理	宮 城 与 四 郎 君
1 番	柴 崎 行 雄 君	2 番	籠 宮 信 寿 君
3 番	池 田 庄 司 君	4 番	奈 良 晴 夫 君
5 番	原 義 雄 君	6 番	岸 田 一 男 君
8 番	石 井 幸 宏 君	9 番	大 澤 一 樹 君
10 番	高 橋 七 海 君	11 番	岡 田 武 君
12 番	市 原 功 樹 君	13 番	坂 卷 泰 子 君
14 番	野 村 俊 岳 君	15 番	早 野 公 夫 君
16 番	長 谷 川 智 英 君	17 番	野 口 和 幸 君

欠席委員 1名

7 番 青 木 豊 君

推進委員

菖蒲 10	石 井 松 江 君	鷺宮 1	齋 藤 貞 夫 君
鷺宮 2	渡 邊 祥 克 君		

事務局

事務局長	田 中 智 也	副主幹 兼係長	田 口 一 美
主 任	松 田 知 也	主 事	横 山 玲 央

午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局長（田中智也君） それでは、ただいまより第10回農業委員会総会を始めさせていただきます。

皆様、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、7番、青木委員さんより欠席のご連絡をいただいております。

初めに、杉田会長よりご挨拶申し上げます。

○会長（杉田孝行君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（杉田孝行君） それでは、お手元の資料の日程第3、議事録署名委員の指名をさせていただきます。

その中で、4番の奈良委員さん、5番の原委員さん、お願いいたします。

◎議案第34号

○会長（杉田孝行君） それでは、日程第4、議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

田口係長、よろしくお願いします。

○副主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の4ページを御覧ください。

申請書番号251316番、譲受人、譲渡人いずれも六万部在住の方となっております。土地の表示につきましては、六万部地内の田1筆、843平米でございます。権利の内容は、贈与によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及び野菜を327アール耕作しており、取得後につきましては水稻の作付を予定しているとのことでございます。

以上の案件につきまして、所有農地について全て良好に耕作管理されており、農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

野口委員さん、お願いします。

○17番（野口和幸君） 17番、野口です。申請書番号251316につきまして、3月21日の日に市原委員さんと現地調査を行いましたので、ご報告をいたします。

申請地は、J A南彩久喜ライスセンターより西へ、東北道を越えまして約400メートルの位置にあります。現地は、すごくきれいに耕うんされておりました。これまで譲受人と譲渡人の中で賃借権を結んで耕作していたようですが、贈与による所有権移転の許可申請がされました。農機具の所有状況、それから作業実績等から今後も適正に耕作されるものと思われます。

以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま野口委員さんから調査の報告について、ご質問をお受けしたいと存じます。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって原案どおり可決いたします。

◎議案第35号

○会長（杉田孝行君） それでは、議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

田口係長、よろしくお願いします。

○副主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案書の6ページを御覧ください。

申請書番号252402番、申請者は東京都豊島区在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町台地内の畑1筆、71平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で、追認案件でございます。農地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から母屋、納屋などの住宅敷地として使用しておりましたが、昭和45年の航空写真などにより、線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連いたしまして、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

原委員さん、お願いします。

○5番（原 義雄君） 委員番号5番、原でございます。着座にて失礼します。3月22日に岡田委員さんと現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請書番号252402番、申請地は、三箇小学校から東へ約160メートルほどの集落内に位置しております。周囲は、北側は宅地、また東側、南側、西側はともに道路を挟んで宅地となっております。この案件については、追認案件であり、新たな工事を行わないことから、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

以上、この案件につきましても申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたしました。

こちらから以上です。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま原委員さんからの調査報告について、ご質問をお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって原案どおり可決決定いたします。

◎議案第36号

○会長（杉田孝行君） 続きまして、議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。

なお、申請書番号251518番については議事参与の制限がございますので、これを除いて事務局に説明を求めます。

田口係長、よろしくお願いします。

○副主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書の8ページを御覧ください。

申請書番号251519番、譲受人は東京都足立区に本店を置き、一般貨物自動車運送事業などを行っている法人、譲渡人は上早見在住の方ほか3名となっております。土地の表示につきましては、上早見地内の畑14筆、4,078.42平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります駐車場の敷地拡張のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がり10ヘクタール未満のため第2種農地と判断しております。譲受人は、市内に事業所を有し、物流業務を行っておりますが、取引先事業所で搬入、搬出を行う際、複数の車両と時間が重なるときには、一度駐車場に移動して待機しており、取引先事業所から距離のある現在の貸駐車場では運転者の待機時間が長く発生し、業務の改善が必要となっております。そこで、取引先事業所の周辺で新たな駐車場敷地を探したところ、周辺住宅地等への影響を及ぼすおそれが少なく、土地の所有者から同意が得られたことから、既存事業所の敷地を拡張することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号252512番、譲受人は川越市在住の方ほか1名、譲渡人は菖蒲町小林在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町小林地内の畑1筆、320平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がり10ヘクタール未満のため第2種農地と判断しております。譲受人は、妻と子供3人と共に市外の賃貸住宅で生活しておりますが、子供が大きくなり現在の住まいでは手狭になってきたことから、自己用住宅を建築することを計画いたしました。建築地を選定するに当たりましては、仕事をしながら子育てしていくに当たり、実家の近隣で土地を探したところ、隣接する農地を所有する妻の父から了承が得られたことから、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号252513番、譲受人は蓮田市在住の方、譲渡人は菖蒲町菖蒲在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町菖蒲地内の田2筆、499平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がり10ヘクタール未満のため第2種農地と判断しております。譲受人は、妻と子供1人と共に市外の賃貸住宅で生活しており、結婚を機に持ち家を建てようと考えておりました。建築地につきましては、夫婦共働きで仕事をしながら子育てしていくことや、将来両親の介護、介助が必要となった際は面倒を見られるように、実家の近隣で土地を探したところ、周辺には商業施設がそろっており、実家の東側に隣接する農地を所有する妻の父から了承が得られたことから、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、10ページを御覧ください。申請書番号253513番、譲受人は千葉県匝瑳市に本店を置き、各種物品の販売、企画及び製造などを行っている法人、譲渡人は小右衛門在住の方となっております。土地の表示につきましては、小右衛門地内の畑1筆、315平米でございます。申請の内容につきましては、賃貸借権設定によります資材置場のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内に

あるため第1種農地と判断しております。したがって、原則許可とならない区域でございますが、農地法施行令の規定、既存敷地の面積の2分の1を超えない敷地拡張として不許可の例外に該当するものでございます。譲受人は、千葉県匝瑳市において庭木や植木の販売などを行っております。同社は、植木を生産するための自社用地を所有しておりますが、今後は安定供給、品質管理の観点から自社で植木の生産、育成を行うことができる用地を確保することになりました。用地の選定に当たりましては、事務所を置く匝瑳市は海岸から近く潮風の影響を受けること、また近年は埼玉県をはじめ関東一円から注文いただくことが多くなってきたことから、配送距離等を考慮し、埼玉県周辺に生産拠点を設けることといたしました。当該申請地は、日光街道、東北道、圏央道などへのアクセスが良好で、大規模な造成工事を行うことなく利用できることなど、事業目的に適した立地条件、土地環境を整えており、土地の所有者から同意が得られたことから、植木を育成するための資材置場とすることを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号253516番、譲受人は加須市に本店を置き、土木工事業等を行う法人、譲渡人は高柳在住の方ほか2名となっております。土地の表示につきましては、高柳地内の畑4筆、5,987平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります農地改良のための一時転用で、転用期間は2か月間となっております。農地の区分につきましては、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地であります。農地改良のための一時転用でありますので、農地法施行令第11条の規定に基づき不許可の例外が適用されるものでございます。当該申請地は、隣接地より低い土地にあり、雨水等が集まる集水場所となっておりますことから、盛土、整地等を行い優良農地に変え、畑として利用したいとのことでの農地改良となっております。工法は、現在の表土の下に新たに搬入する土を入れる、いわゆる天地返しによるものでございまして、採掘の深さは30センチ、現況面よりおおむね50センチから80センチのかさ上げを行う計画でございます。搬入土は、建設現場で発生した土を改良したもので、農地改良後は芝の作付を予定しているとのことでございます。

続きまして、11ページを御覧ください。申請書番号253517番、譲受人は加須市に本店を置き、土木工事業等を行う法人、譲渡人は高柳在住の方となっております。土地の表示につきましては、高柳地内の田5筆、5,497平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります農地改良のための一時転用で、転用期間は5か月間となっております。農地の区分につきましては、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地であります。農地改良のための一時転用でありますので、農地法施行令第11条の規定に基づき、不許可の例外が適用されるものでございます。当該申請地も、隣接地より低い土地にあり、雨水等が集まる集水場所となっておりますことから、盛土、整地等を行い優良農地に変え、畑として利用したいとのことでの農地改良となっております。工法は、現在の表土の下に新たに搬入する土を入れる、いわゆる天地返しによるものでございまして、採掘の深さは30センチ、現況面よりおおむね50センチから80センチのかさ上げを行う計画でございます。搬入土は、建設現場で発生した土を改良したもので、土地改良後は芝の作付を予定しているとのことでございます。

以上の案件につきまして、いずれの申請者も立地基準及び資金、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない申請内容となっております。

申請書番号251518番を除く農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君）　ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

野口委員さん、お願いします。

○17番（野口和幸君）　申請書番号251519につきまして、ご報告をいたします。

申請地は、新久喜総合病院より西へ約100メートル行ったところに位置しておりまして、地目は畑でございます。

既に現地は伐開されておりました。また、申請地の一部には宅地がありまして、事務所兼住宅がありました。周囲は、北側が県道、西は新川用水、南が久喜市道、東は畑と一部久喜市道になっております。申請地は、高低差もありまして、切り盛りしながら整地し、碎石を敷いて仕上げると、そういう計画になっております。それから、周囲に緩衝帯、これを設けるというところでございますが、隣地との境につきましてはのり面仕上げになっておりまして、この部分を後退させて緩衝帯ということになっております。それから、周りにつきましてはネットフェンスを設置する計画となっているという状況でございます。また、雨水排水は敷地内で貯留浸透施設、また浸透トレンチを設けて処理するというようになっております。現地と申請内容から説明は以上ですが、隣接農地への被害を及ぼすことはないというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） 原委員さん、お願いします。

○5番（原 義雄君） 議員番号5番、原でございます。着座にて失礼いたします。3月22日に岡田委員さんと現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請書番号252512番、申請地は小林保育園から東へ120メートルほどの集落内に位置しており、周囲は北側が宅地、東側も宅地、西側と南側ともに市道と幅約2メートルの用水路を挟んで宅地となっております。被害防除については、周囲をコンクリートブロックを設置する計画となっております。また、排水については雨水浸透ますの設置及び集落排水へ接続する計画となっており、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま

す。続きまして、申請書番号252513番、申請地はホームセンタームサシから西側へ50メートルほどの集落内に位置しております。周囲は、道路を挟みまして北側はモラージュ菖蒲の駐車場、南側は水田、東側はホームセンタームサシ、西側は道路を挟まず宅地となっております。被害防除については、周囲にコンクリートブロックを設置する計画となっております。また、排水については合併処理浄化槽を設置し、南側のU字側溝に接続する計画となっており、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま

す。以上、この2案件については申請内容及び現地の状況から、許可相当であると判断いたしました。

報告は以上です。

○会長（杉田孝行君） 続きまして、池田委員さん、お願いします。

○3番（池田庄司君） 3番、池田でございます。去る3月20日に現地調査を行いましたので、ご報告をさせていただきます。

申請書番号が253513、総会資料の7を御覧いただきたいと存じます。申請地は、御覧いただいております資料の下側に医療法人栗橋病院がございますけれども、ここから北に400メートルほどの集落内に位置をしております。申請地の状況は畑でございます、休耕地で保全管理がされておりました。周囲は、北側が宅地、東側も宅地、南側が畑、西側が公衆用道路となっております。被害防除につきましては、隣接する農地との間をマウントアップして雨水の流出を防ぐ計画となっております。資材置場としての敷地拡張でございます、汚水や雑排水の利用もないことから、周辺農地に被害は及ぼすことはないと思われま

す。続きまして、申請書番号253516、資料の8を御覧いただきたいと思ひます。申請地は、御覧いただいております資料の上側に県道阿佐間・幸手線がございますけれども、これと国道125号が交差をいたします佐間西交差点から南に400メートルほどの集落内に位置をしております。申請地の状況でございますが、畑が昨年まで水稻及び野菜等の作付がされていた形跡が見受けられ、保全管理をされておりました。周囲は、北側が公衆用道路、東側も公衆用道路、南側が用悪水路でございます。西側が公衆用道路となっております、隣接する農地はありません。農地改良としての一時転用でございます、汚水や雑排水の利用もないことから、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま

続きまして、申請書番号253517を御覧いただきたいと思います。申請地は、御覧いただいております資料の上側に県道阿佐間・幸手線が通っておりますけれども、これと今月の3月17日に開通をいたしました市道栗橋680号線というのが左側に、道が途中離れているようなところがあるかと思うのですが、これが交差をいたします交差点から南に約400メートルほどの集落内に位置をしております。申請地の状況は田んぼでございますが、休耕地で草が繁茂しているというような状態でございますけれども、保全管理をされておりました。周囲は、北側が用悪水路、東側が公衆用道路、南側が用悪水路、西側が宅地と田んぼとなっております、対象地域の中を公衆用の道路が通っております。被害防除につきましては、隣接農地との間に素掘りの溝を設置いたしますとともに平場を設けるという計画になっております。これも農地改良としての一時転用でございますが、汚水や雑排水の利用もないことから、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

以上3案件につきましては、申請内容及び現地の状況から、許可相当であると判断をいたしました。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま野口委員さん、原委員さん、そして池田委員さんのほうから調査報告について、ご質問をお受けいたします。

野口委員さん、どうぞ。

○17番（野口和幸君） 17番、野口です。私が現地調査に行ったところなのですが、ちょっと事務局のほうにお伺いしたいのですが、251519ですか、これを現地調査したわけですが、ここで雨水の処理施設ですけれども、貯留浸透施設、それから浸透トレンチというようなことで雨水を処理している、要するに宅内で処理するという形になっているのですが、これは具体的にどんな形をとっているのか、ちょっとお伺いしたいのですが。

○会長（杉田孝行君） 事務局、お願いします。

○主事（横山玲央君） 事務局、横山です。野口委員さんのご質問は、この申請地の中に雨水浸透トレンチを入れると思うのですが、それってどんなものですかというご質問ということですね。これ自体、市の治水河川課の指導で入れているものにはなるのですが、雨水の流出を抑制するというのはですか、要はこの中に雨水をため込んでとか、それをゆっくり浸透させていくというイメージでちょっと私のほうは認識しているのですが、そういった設備を入れることで外への雨水の浸透を防ぐというようなものになります。

○17番（野口和幸君） 確かにそのとおりだと思うのですが、なかなか長い間利用すると地下浸透というとなかなかしみ込んでいけないというような、そういう状況があるものですから、いっそのこと周辺への排水に接続したほうがいいのかないかということを考えたものですから、以上です。

○会長（杉田孝行君） 早野委員さん。

○15番（早野公夫君） 今のここの駐車場にすることなのですが、アスファルト舗装でなければ、砂利だったらここは全然水はたまりません。私ここずっと耕作していました。外へ水が流れ出すということはなかったです。

それと、もう一つ、ここの敷地なのですが、敷地の真ん中のところに、9尺だから2メートル70の農道が、この事務所兼住宅の中心部に向かってあるのですが、この扱いはどうなるのですか。

○会長（杉田孝行君） 事務局、お願いします。

○主任（松田知也君） 事務局、松田です。早野委員さんのおっしゃっているのは、地図上でおっしゃっている部分になると思うのですが、こちらは既に地目が雑種地で、私下で個人の所有になっておりまして、そちらを今回の申請者のほうに業務用として使うということで、賃借の貸し借りが契約されているということを確認しております。

○15番（早野公夫君） 分かりました。

○会長（杉田孝行君） よろしいでしょうか。

○15番（早野公夫君） はい。

○会長（杉田孝行君） ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） 討論もなしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

それでは、議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について、申請書番号251518を除き原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって原案どおり可決決定いたします。

次に、申請書番号251518に移ります。

農業委員会等に関する法律の規定する議事参与の制限により、岸田委員さんにおかれましては暫時退席をお願いします。

〔6番 岸田一男君退席〕

○会長（杉田孝行君） それでは、議案について事務局に説明を求めます。

田口係長、よろしくお願いします。

○副主幹兼係長（田口一美君） それでは、8ページの上段を御覧ください。

申請書番号251518番、譲受人は羽生市在住の方ほか1名、譲渡人は北青柳在住の方となっております。土地の表示につきましては、下早見地内の田1筆、499平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がり10ヘクタール未満のため第2種農地と判断しております。譲受人は、妻と共に市外の賃貸住宅で生活しており、申請地周辺で農業を営む妻の父の手伝いをしたいと考えておりますが、移動に時間を要するため、なかなか手伝いができない状況となっております。そこで、今後より多くの手伝いをするため、妻の実家周辺での自己用住宅建築を計画したところ、久喜駅や市街地に近く、水道の引込みや水路への排水放流が可能であること、またトラクターや耕運機といった農業機具を置くことのできるスペースが確保でき、農地を所有する妻の祖父から了承が得られたことから、今回の申請に至ったものでございます。立地基準及び資金、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない申請内容となっております。

申請書番号251518番による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

野口委員さん、お願いします。

○17番（野口和幸君） 17番、野口です。申請書番号251518につきまして、ご報告をいたします。

資料の3番を御覧いただきたいと思いますが、申請地は、久喜自動車学校より南へ約200メートルの位置にあります。資料3のとおり、この申請につきましては旗ざお敷地になっておりまして、西側は宅地、そのほかは田んぼとなっております。開発予定地は、約60から70センチの盛土の計画がありまして、周囲をコンクリートブロック3段積みで設置を予定しております。雨水は宅地内処理をするということと、汚水は合併浄化槽で処理した後に、南の水路に

放流の計画になっております。申請内容につきましては、周囲に被害を及ぼすことはないというふうに思われます。

説明は以上です。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま野口委員から調査の報告について、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

申請書番号251518番について、賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって可決決定いたします。

岸田委員さんにおいては入室を認めます。

〔6番 岸田一男君着席〕

◎議案第37号

○会長（杉田孝行君） 続きまして、議案第37号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

田口係長、よろしくお願いします。

○副主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第37号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について、議案書の13ページを御覧ください。

今月は、計画変更が1件提出されております。申請書番号990番、土地の表示につきましては、高柳地内の田14筆、1万6,462平米でございます。こちらの対象地につきましては、令和5年3月に事業目的を貸倉庫用地とした農地法第5条の許可を久喜市農業委員会から受けております。許可当時、譲受人は、当該申請地に貸倉庫の建築を計画しておりましたが、建築資材費の高騰や労務費の増大などにより事業費が当初の計画を大幅に上回ることになりました。そこで、東京都中央区に本店を置き、倉庫業等を行っている法人へ事業の一部を継承するに当たり、計画変更することになったものでございます。

当初の目的達成が困難となったことについて、事業計画者の故意または重大な過失によるものではなく、また周辺農地に及ぼす影響もないと認められることから、農地法第51条第1項の規定による許可の取消し等を講ずる必要がないと判断しているものでございます。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更についての説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して質問をお受けいたします。

池田委員さん、お願いします。

○3番（池田庄司君） 大変申し訳ないのですが、内容がちょっと理解できなかったものですから再度お伺いしたいのですが、物価高騰の折、倉庫を造ろうと思ったのだけれども倉庫ができませんでした。倉庫を、この図面を見ると変更前と変更後がありまして、倉庫を2つ造ろうと思ったのだけれども、1つにしていまいまして、こういうことです。

か。

○主事（横山玲央君） 事務局、横山です。おっしゃるとおりでございます。一応ちょっと補足で私のほうから説明させていただければと思うのですけれども、当初事業計画者であるこの法人は、2つの倉庫を建てるということで計画をされていたのです。ただ、先ほどの理由のとおり費用の高騰というところで、2棟建てるうちの1棟、今回計画変更の対象地、そちらを別の事業計画者に継承するというので、今回の計画変更の申請がされたものでございます。

○3番（池田庄司君） ありがとうございます。

○会長（杉田孝行君） ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第37号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって原案どおり可決決定いたします。

◎議案第38号

○会長（杉田孝行君） 続きまして、議案第38号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

田口係長、よろしくお願いします。

○副主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第38号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について、議案書の15ページを御覧ください。

初めに、久喜28番、設定を受ける農地は、太田袋地内の田1筆、1,293平米でございまして、太田袋在住の方となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用6年間となっております。

続きまして、久喜29番、設定を受ける農地は太田袋地内の田1筆、1,428平米でございまして、太田袋在住の方となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用6年間となっております。

続きまして、久喜30番、設定を受ける農地は北青柳地内の畑1筆、1,668平米でございまして、北青柳在住の方となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、普通畑利用6年間となっております。

続きまして、菖蒲47番、設定を受ける農地は菖蒲町小林地内の田1筆、922平米でございまして、菖蒲町上栢間在住の方となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用10年間となっております。

続きまして、菖蒲48番、設定を受ける農地は菖蒲町下栢間地内の田1筆、975平米でございまして、菖蒲町上栢間在住の方となっております。設定する権利は、賃貸借権の設定、水田利用10年間、賃借料は固定賃貸借5,000円となっております。

続きまして、菖蒲49番、設定を受ける農地は菖蒲町新堀地内の田3筆、1,638平米でございまして、加須市在住の方となっております。設定する権利は、賃貸借権の設定、水田利用6年間、賃借料は反当たり8,000円となっております。

続きまして、菖蒲50番、15ページの下段から16ページを御覧ください。設定を受ける農地は、菖蒲町柴山枝郷及び菖蒲町上大崎地内の田11筆、9,316平米でございまして、菖蒲町柴山枝郷在住の方となっております。設定する権利は、

使用貸借権の設定、水田利用6年間となっております。

続きまして、菖蒲51番、設定を受ける農地は菖蒲町小林地内の田7筆、9,042平米でございまして、菖蒲町小林に事務所を置く法人となっております。設定する権利は、賃貸借権の設定、水田利用10年間ほか、賃借料は反当たり5,000円ほかとなっております。

続きまして、菖蒲52番、設定を受ける農地は菖蒲町新堀地内の田6筆、1,939平米でございまして、菖蒲町新堀在住の方となっております。設定する権利は、賃貸借権ほかの設定、水田利用6年間、賃借料は固定賃貸借3,000円ほかとなっております。

続きまして、菖蒲53番、17ページを御覧ください。設定を受ける農地は、菖蒲町新堀地内の田5筆、3,828平米でございまして、菖蒲町新堀在住の方となります。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用10年間となっております。

続きまして、菖蒲54番、設定を受ける農地は菖蒲町菖蒲及び菖蒲町三箇地内の田10筆、4,693平米でございまして、桶川市に事務所を置く法人となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用10年間となっております。

続きまして、菖蒲55番、設定を受ける農地は菖蒲町小林地内の畑1筆、626平米でございまして、菖蒲町小林在住の方となっております。設定する権利は、賃貸借権の設定、普通畑利用6年間、賃借料は反当たり1万3,000円となっております。

続きまして、菖蒲56、18ページを御覧ください。設定を受ける農地は、菖蒲町小林地内の田1筆、1,687平米でございまして、菖蒲町小林在住の方となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用10年間となっております。

続きまして、菖蒲57、設定を受ける農地は菖蒲町菖蒲地内の畑11筆、2,597平米でございまして、菖蒲町菖蒲に事務所を置く法人となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、普通畑利用5年間となっております。こちらの法人は、シイタケなどキノコ類の製造、加工、販売を行っている農業法人で、現在は既存の工場内で製造しているため、耕作等面積がゼロアールとなっております。

続きまして、菖蒲58番、設定を受ける農地は菖蒲町上大崎地内の田2筆、396平米でございまして、菖蒲町小林に事務所を置く法人となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用6年間となっております。

続きまして、菖蒲59番、設定を受ける農地は菖蒲町小林地内の畑1筆、56平米でございまして、菖蒲町小林在住の方となっております。設定する権利は、賃貸借権の設定、普通畑利用6年間、賃借料は固定賃貸借1,000円となっております。

続きまして、菖蒲60番、設定を受ける農地は菖蒲町小林地内の田1筆、2,725平米でございまして、菖蒲町小林在住の方となっております。設定する権利は、賃貸借権の設定、水田利用6年間、賃借料は反当たり1万円となっております。

続きまして、菖蒲61番、19ページを御覧ください。設定を受ける農地は、菖蒲町小林地内の畑3筆、5,718平米でございまして、菖蒲町小林在住の方となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、普通畑利用10年間となっております。

続きまして、菖蒲62番、設定を受ける農地は菖蒲町小林地内の畑7筆、田4筆、合計1万2,740平米でございまして、菖蒲町小林在住の方となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、普通畑利用6年間ほかとなっております。

続きまして、菖蒲63番、19ページ下段から20ページを御覧ください。設定を受ける農地は、菖蒲町三箇地内の田11筆、

9,292平米でございまして、北青柳に事務所を置く法人となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用2年3か月間となっております。

続きまして、菖蒲64番、20ページ下段から22ページを御覧ください。設定を受ける農地は、菖蒲町菖蒲地内の畑27筆、1万2,759平米でございまして、菖蒲町上大崎に事務所を置く法人となっております。設定する権利は、賃貸借権の設定、普通畑利用5年6か月間、賃借料は反当たり3,000円となっております。

続きまして、菖蒲65番、設定を受ける農地は菖蒲町小林地内の田1筆、1,927平米でございまして、菖蒲町小林在住の方となっております。設定する権利は、賃貸借権の設定、水田利用4年11か月間、賃借料は反当たり7,800円となっております。

続きまして栗橋12番、22ページ下段から23ページを御覧ください。設定を受ける農地は、小右衛門及び栗橋地内の田25筆、5万2,384平米でございまして、桜田在住の方となっております。設定する権利は、賃貸借権ほかの設定、水田利用6年間、賃借料は反当たり5,000円となっております。

続きまして、栗橋13番、23ページ下段から24ページを御覧ください。設定を受ける農地は、佐間地内の田3筆、6,967平米でございまして、加須市在住の方となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用10年間となっております。こちらの方は、耕作等面積がゼロアールとなっておりますが、加須市において水稻を230アール耕作しており、新規就農者ではございません。

久喜市農用地利用集積等促進計画の案について、説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

議案第38号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって原案に対し異議なしの意見をつけることに決定いたします。

◎議案第39号

○会長（杉田孝行君） 続きまして、議案第39号 令和8年度最適化活動の目標の設定等の決定について上程いたします。

事務局に説明を求めます。

田口係長、よろしくお願いします。

○副主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第39号 令和8年度最適化活動の目標の設定等の決定についてでございます。総会資料と一緒にお配りいたしました資料の中に、令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）の確認についてという文書がございますので、御覧ください。

先日、総会資料と一緒に郵送にてお配りさせていただきまして、農業委員さんと農地利用最適化推進委員の皆様からご意見を頂戴したところでございます。短い期間となってしまいましたが、ご協力ありがとうございました。

表紙を1枚めくっていただきまして、右肩に議案第39号資料、タイトルが令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）と書かれているページを御覧ください。この目標の設定についてでございますが、農業委員会は農業委員会等に関する法律の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地利用の最適化の推進に係る活動を

実施することとされております。今から3年前、令和5年2月の総会で今後10年間の農地利用の最適化の推進に係る指針を議決させていただきまして、今回の議案はその10年間の指針に基づき、単年度ごとの目標を定めるものとなっております。

1 ページ目の農業委員会の状況については、農業委員、農地利用最適化推進委員の人数や農家・農地等の概要となっております。

2 ページ目は、農地の集積目標、遊休農地の解消目標を定めております。

3 ページ目は、新規経営体の参入目標を定め、最適化活動の目標として前年度から引き続き、1 か月当たり10日以上の活動を目指すことを目標としております。

今回、本案件について埼玉県農業会議からご指摘をいただきまして、それらを反映した目標案を議案として改めて配付させていただきましたので、本日お配りいたしました資料を御覧いただきたいと思います。

修正内容について申し上げます。2 ページ目を御覧ください。2 ページ目、(2) 遊休農地の解消、①現状及び課題の部分の課題について、表現を若干修正いたしました。

同じく2 ページ目、(2) 遊休農地の解消、②目標のb 黄区分の遊休農地の解消の中の黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針部分について、記載内容の追記をいたしました。内容は、修正前とおおむね変わらないものとなっております。

続きまして、3 ページ、2 最適化活動の活動目標の(3) 新規参入相談会への参加目標の相談会の内容部分について、表現を若干修正いたしました。

修正内容につきましては以上でございます。

令和8年度最適化活動の目標の設定等の決定についての説明は以上でございます。

○会長(杉田孝行君) ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。内容について、よろしいでしょうか。

池田委員さん、お願いします。

○3 番(池田庄司君) 細かいことで申し訳ないのですが、1 ページ目、農業委員会の現在の体制ということで農業委員が19名いらっしゃいます。その内訳については、認定農業者が8名、認定農業者に準ずる者4名というのは、どういう内容なのでしょう、ちょっと説明をいただければ。

○主事(横山玲央君) 事務局の横山です。お答えします。

認定農業者に準ずる者についてですが、過去に認定農業者であった方で、かつ現在も農業経営をやられている方を指すということで、農業振興課のほうに確認したところでございます。

○3 番(池田庄司君) 書いてあるの。

○主事(横山玲央君) 過去に認定農業者であったのですけれども、継続はせず、現在は認定農業者でないのだけれども、ただ現在も営農を続けている方が該当します。

○会長(杉田孝行君) よろしいでしょうか。

○3 番(池田庄司君) はい。

○会長(杉田孝行君) ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長(杉田孝行君) なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

議案第39号 令和8年度最適化活動の目標の設定等の決定について、原案に賛成の農業委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって原案どおり可決決定いたします。

◎議案第29号

○会長（杉田孝行君） 続きまして、前回保留となりました議案第29号 農地法第18条第1項の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

田口係長、よろしくお願いします。

○副主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第29号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について、議案書の27ページ並びに本日お配りした資料、意見書というものがございますので、併せて御覧ください。

先月保留となりました農地法第18条第1項の規定による許可申請についてでございます。申請内容や争点などについては、1月及び2月の総会でご説明し、既にご承知のことと思いますので、本日は先月の総会でご意見やご質問いただいた内容及び先月の総会後に新たに確認できた内容についてご説明させていただきます。

本件について弁護士の方にご相談し、意見書をいただきました。本日お配りした資料に意見書がございますので、御覧ください。表面の1ご質問と書かれているところが質問した内容で、賃借人の行為が農地法第18条第2項第1号の信義則違反に該当するものとして賃貸借の解除ができるかご質問いたしました。

表面の中ほど、2に回答がございまして、（1）として前提事実、（2）として本件賃借人の行為は信義に反した行為をした場合に該当するかが記載されており、裏面の中ほどのイのところには本件の検討が記載されております。

それでは、裏面の中ほどのイを御覧ください。農地法第18条第2項第1号の信義に反した行為とは、例えば賃借人が無断で転用した場合、賃料を長期間払わなかった場合、賃借農地を長期間耕作放棄した場合などが当たります。また、不動産の賃貸借契約では長期の継続的な契約となり、例えば借地借家法の建物所有目的の土地賃貸借においては、土地の賃貸借関係を継続する基礎となる信頼関係を破壊するような不信行為でない限り、契約解除を認めない判例が確立しています。例えば賃料を1から2回程度怠った程度の軽微な債務不履行では解除は認められず、一定程度大きな不信行為である必要があるとのことでございます。

次に、ウ、申請人が申請書の4の（4）で主張している事実についてでございます。倉庫が返還した土地とまたがって建っていたとしても、倉庫自体は農業用の道具や資材置場として使用されている小規模な物置であり、農地の耕作のための附属設備とも言えるものであること、駐車場の件も耕作者用の駐車場であること、月極駐車場の件も標示板があったとしても本件農地を月極駐車場として第三者用に使用した事実は認められなかったこと、区割りして転貸していたという事実も認められなかったこと等、請求人の主張事実は確認できません。また、一部確認できたとしても賃借農地の比較的小さな一部のみに関することであって、農地の賃貸借関係の基礎となる信頼関係を破壊するような信義に反した不信行為ではないと判断されるとのことでございまして、本日の審議に当たりましては、これらの意見も参考にしながらご審議いただきたいと思います。

続きまして、先月の総会後に新たに確認できた事項についてご報告いたします。

賃料が令和6年及び令和7年も支払われているか確認したところ、それぞれ支払われていることを書面で確認いたしました。

次に、賃借人が当該申請地を訪れていることについて、賃借人の証言以外に物理的に確認できるものがあるか賃借人にお聞きしたところ、日記など書面による記録はなく、賃借人からの聞き取り以外に確認する手段はありませんでした。また、草刈りなど当該申請地の管理をしている地元の管理者の方にもお話を聞きしたところ、先代の賃借人

の頃から付き合いのある昔からの耕作仲間の方で、善意で作業を手伝っており、賃借人から管理料は受け取っておらず、農地を借りているという認識もない。もちろん賃料も払っていない。趣味としてやっている。好きで手伝っているとのことでございまして、賃貸はないものと考えられます。

農地法第18条第1項の規定による許可申請の説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま説明がありました。何かご質問があったらお受けいたします。

野口委員さん。

○17番（野口和幸君） 17番、野口ですけれども、賃貸人が契約を解除したいというときには、解除通知を1年を経過する契約が……要するに賃借人が解除をしたいときは、通知をして1年を待った後に解除になるということの判断でよろしいでしょうか。

○会長（杉田孝行君） 事務局、お願いします。

○主任（松田知也君） 事務局、松田です。解除通知により契約が終了し、後者の場合は解約申入れの日から1年を経過すると契約が終了しますが、いずれも農地法第18条の1項の許可を農業委員会のほうから、こちら許可してからそういった行為を行っていただくというような形になります。

○会長（杉田孝行君） よろしいでしょうか。

○17番（野口和幸君） 分かりました。

○会長（杉田孝行君） ほかにございますか。

野口委員さん。

○17番（野口和幸君） 18条1項の許可を受けて、それで相手に契約解除ですよという通知をして、1年経過すると解除になるという考え方ですか。

○会長（杉田孝行君） 事務局、お願いします。

○主任（松田知也君） そのとおりです。

○17番（野口和幸君） いずれにしても18条の許可書がないと駄目だと。

○会長（杉田孝行君） 宮城委員さん。

○18番（宮城与四郎君） この案件は、借りている側は返したくないという主張をしているのですか。貸しているほうは返してほしいと言っているのですよね。借りている側はどんな意向なのですか。

○副主幹兼係長（田口一美君） 借りている側は、引き続き農地を利用したいという意向です。

○18番（宮城与四郎君） そうすると、意見書では貸している側が一方的に解約を申し入れて、それが承認される法的な事由はあまりないということを言っているわけですか。その信義則に反する行為は見当たらないということですよ。そうすると、これを承認した場合には、貸主の申出に従って一定の期間後には解約が成立するということですか。そうなった場合に、そこに借地権みたいなものが発生した場合に、金銭的な争いに発展をする可能性があるのではないかというふうに心配をしまして、そのときに農業委員会の判断が法的に正しかったかどうか、その辺の農業委員会としての法的な整理のところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○会長（杉田孝行君） 事務局、お願いします。

○副主幹兼係長（田口一美君） 宮城委員さんのおっしゃるとおりでございまして、許可の判断をした場合は、申請人がおっしゃっている信義則違反に当たると農業委員会のほうが判断して賃貸借契約が解約になります。これまで審議していただきましたのは、申請人の方がおっしゃっている信義則違反に当たる内容なのか、賃借人は実際そういう行為を行っているかどうかを審議していただくものでございまして、これまでご説明してきたとおり、倉庫の部分、そ

れから駐車場の部分が転貸しているのではないかという部分につきましても、賃借人のお話を聞いたり過去の写真を見たりする限りでは、申請人のおっしゃるとおりの内容ではないのではないか、信義則違反には当たらないのではないかと考えております。そのうえで申請者のおっしゃるとおりなので許可するのか、信義則違反には当たらないので不許可とするのかと、その部分を判断していただくものでございます。

○会長（杉田孝行君） 会長代理。

○18番（宮城与四郎君） ここで解約を認めますというふうに農業委員会が判断をした後に、借りている側から法律的根拠が非常に一方的で、借りている側に不利益が相当あるということを理由として反論が述べられたときに、農業委員会として対応できるだけの法的根拠があるかどうかというところが私は知りたいので、そのところのご意見ををお願いします。

○会長（杉田孝行君） 事務局、お願いします。

○副主幹兼係長（田口一美君） 許可にするにしても不許可にするにしても、必ず相手側からその辺の反論は出てくるのではないかなと思っておりますが、賃借人からのご意見だとか事実確認をした上での判断になりますので、法的に農業委員会のほうで間違った判断というところでは言われないと考えているところです。

○会長（杉田孝行君） 会長代理。

○18番（宮城与四郎君） 建物が建っていれば借地権が当然法律上も認められていますから、30とか50%とか借地料の請求権が法的に発生をするのですが、この場合建物が建っていませんので、農地の場合にそれに類似するような判例があれば一番いいのですが、前回も判例ありますかということはお聞きしましたが、類似案件の判例がなさそうなので非常に判断が難しいかと、賛成か反対かと言われてもどっちにも結論が出せないような私個人としてはそんなふうな印象を持っています。

〔何事か言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） それでは、ここで暫時休憩いたします。

午後 3時26分 休 憩

午後 4時00分 再 開

○会長（杉田孝行君） それでは、再開させていただきます。

皆さんたちからいろいろなお意見、ご質問をお受けしたわけですが、これ以上、新たなご意見、ご質問はないようでございますので、質問を打ち切りたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

採決に入ります。

議案第29号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について、信義違反に当たるとして許可することに賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（なし）〕

○会長（杉田孝行君） 次に、賃借人の行為は信義違反に当たらないとして許可することに反対の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（多数）〕

○会長（杉田孝行君） 反対多数により不許可とします。

◎議案第40号

○会長（杉田孝行君） それでは、追加案件に入ります。

本日は追加案件が2件ございます。お配りをしてある追加案件を御覧ください。

議案第40号 職員の解任についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

田口係長、よろしくお願いします。

○副主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第40号 職員の解任について、本日お配りいたしました追加議案書の3ページを御覧ください。

議案の内容につきましては、令和8年4月1日の人事異動によります人事案件でございます。解任をお願いしたい者を記載させていただきました。4月1日の人事異動により転出する職員でございます。職員の任免に係る取扱いにつきましては、農業委員会等に関する法律に、職員は農業委員会が任免するという規定がございますので、総会に議案として上程をさせていただいたものでございます。

初めに、菖蒲行政センターの職員でございます。

続きまして、市役所本庁舎及び菖蒲行政センターを除く各行政センターについてでございます。詳細については、議案書をご確認いただければと思いますが、こちらにつきましては併任辞令を受けており、本庁舎の環境経済・教育分室、栗橋行政センター、鷺宮行政センター総務・人権係職員の異動によるものでございます。

説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま説明がありました。人事異動に伴う職員の解任ということでございます。

なお、環境経済・教育分室及び行政センターの職員につきましては、併任辞令を解くことになります。

それでは、議案第40号 職員の解任について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって原案どおり可決決定いたします。

◎議案第41号

○会長（杉田孝行君） 続きまして、議案第41号 職員の任命についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

田口係長、よろしくお願いします。

○副主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第41号 職員の任命について、追加議案書の5ページを御覧いただきます。

こちらは、新たに任命をお願いしたい者を記載させていただいております。令和8年4月1日以降、農業委員会事務局の職員として新たに任命を受ける職員でございます。

初めに、菖蒲行政センターの事務局でございます。

続きまして、市役所本庁舎及び菖蒲行政センターを除く各行政センターについてでございます。こちらにつきましては、併任辞令を受けており、本庁舎の環境経済・教育分室、栗橋行政センター、鷺宮行政センター総務・人権係職員の異動によるものでございます。詳細につきましては、議案書を御覧いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま説明がありました。人事異動に伴う、新たに4月1日から農業委員会事務局職員としてお願いをする方々

でございます。

なお、環境経済・教育分室及び行政センターの職員についても、併任辞令という形を予定しているものでございます。

それでは、議案第41号 職員の任命について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって原案どおり可決決定いたします。

◎報告事項

○会長（杉田孝行君） それでは、日程第6、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

田口係長、よろしくお願いします。

○副主幹兼係長（田口一美君） 初めに、議案書の29ページを御覧ください。農地法第4条の届出でございます。今月は1件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、31ページから32ページを御覧ください。農地法第5条の届出でございます。今月は8件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、34ページを御覧ください。農地法第3条の規定による許可申請取下願でございます。計画変更に伴い、今月は1件の農地法第3条の規定による許可申請取下願が提出されております。

続きまして、36ページから38ページを御覧ください。農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月は4件の届出を受理しており、相続を原因とする届出となっております。

最後に、40ページから45ページを御覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月は13件の合意解約に係る通知が提出されております。

報告についての説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま報告がありました。何か皆さんのほうからご質問があったらお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） もしないようでしたら、打ち切ります。

◎協議事項

○会長（杉田孝行君） それでは、日程第7、協議事項に入ります。

今回はあらかじめ協議事項ということで予定しておりませんが、農業委員の皆さんからこれに関して何かご質問があったらお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（杉田孝行君） それでは、日程第8、農政問題に入ります。

農業委員の皆様から農政問題について何かご質問あったらお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎閉会の宣告 午後 4時17分

○会長（杉田孝行君） 以上をもちまして、本日は閉会とさせていただきます。

本会議を証するためここに署名する。

令和8年3月25日

久喜市農業委員会会長 杉 田 孝 行

署 名 委 員 奈 良 晴 夫

署 名 委 員 原 義 雄